

宮崎県公報

令和3年3月24日(水曜日)号外 第 18 号

発 行 宮

刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

次 目

頁

○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条

例…………………………(財政課) 1

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第9号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
 - (1) 宮崎県工業技術センター及び宮崎県機械技術センターにおける機器の追加等に伴い、使用料の新設等を行うこととしまし
 - (2) 喀痰吸引等研修手数料を廃止することとしました。
 - (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正等に伴い、手数料の新設等を行うこととしま した。
 - 2 施行期日
 - この条例は、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行することとしました。

例

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年3月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第9号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

> 改正前 改正後

(手数料)

第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項及び|第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項及び 附則第2項において「申請等」という。) により次の各号に掲げ る事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手 数料を納めなければならない。

(1)~(144)の10 [略]

(144)の11 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第2項の規定 に基づく喀痰吸引等研修の実施 喀痰吸引等研修手数料

(144)の12~(162) [略]

(163) 食品衛生法 (昭和22年法律第 233号) 第52条第1項の規定 に基づく飲食店営業等の許可の申請に対する審査 飲食店営業 等許可申請手数料

(164)~(181) [略]

(182) 食品等取扱条例(昭和26年宮崎県条例第21号)第3条第1 項の規定に基づく営業等の登録 食品等取扱業登録手数料

(手数料)

附則第2項において「申請等」という。) により次の各号に掲げ る事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手 数料を納めなければならない。

(1)~(144)の10 [略]

(144)の11 削除

(144)の12~(162) [略]

(163) 食品衛生法 (昭和22年法律第 233号) 第55条第1項の規定 に基づく飲食店営業等の許可の申請に対する審査 飲食店営業 等許可申請手数料

(164)~(181) [略]

(182)から(184)まで 削除

- (183) 食品等取扱条例第3条第5項の規定に基づく登録の更新 食品等取扱業登録更新手数料
- (184) 食品等取扱条例第5条第2項の規定に基づく証票、鑑札又 は合格証の再交付 食品等取扱業証票等再交付手数料
- (185) <u>ふぐ取扱条例</u>(昭和33年宮崎県条例第29号)第9条第2項 の規定に基づく免許証の交付 ふぐ処理師免許証交付手数料
- (186) <u>ふぐ取扱条例</u>第9条第3項の規定に基づく免許証の再交付 又は書換え ふぐ処理師免許証の再交付又は書換え手数料
- (187) <u>ふぐ取扱条例</u>第10条の規定に基づくふぐ処理師試験の実施 ふぐ処理師試験手数料
- (187)の2 <u>ふぐ取扱条例第18条第1項</u>の規定に基づくふぐ処理営業認証書の交付 ふぐ処理営業認証書交付手数料
- (187)の3 <u>ふぐ取扱条例第18条第3項</u>の規定に基づくふぐ処理営業認証書の再交付又は書換え ふぐ処理営業認証書の再交付又は書換え手数料
- (188)~(194) [略]

- (194)の2~(194)の7 [略]
- (195)~(452)の11 [略]
- (452)の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第29</u> <u>条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の 認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能向上計画 認定申請手数料
- (452)の13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第31</u> <u>条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の 変更の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能向 上計画変更認定申請手数料
- (452)の14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第36</u> <u>条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合 している旨の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費 性能基準適合認定申請手数料

(452)の15・(453) [略]

2~5 [略]

別表第1(第2条関係)

使用料		Z	分	単	位	金	額	納期	備	考
[略]										
9 工業		[略]						[#	各]	
技術セ	金	[略]								
ンター	属	雑音電易	界強度	同		<u>1,</u>	350円			
、食品	加	測定器								
開発セ	I.	雑音端	子電圧	同		<u>1,</u>	570円			

- (185) <u>宮崎県ふぐ取扱条例</u>(昭和33年宮崎県条例第29号)第9条 第2項の規定に基づく免許証の交付 ふぐ処理師免許証交付手 数料
- (186) <u>宮崎県ふぐ取扱条例</u>第9条第3項の規定に基づく免許証の 再交付又は書換え ふぐ処理師免許証の再交付又は書換え手数 料
- (187) <u>宮崎県ふぐ取扱条例</u>第10条の規定に基づくふぐ処理師試験 の実施 ふぐ処理師試験手数料
- (187)の2 <u>宮崎県ふぐ取扱条例第16条第1項</u>の規定に基づくふぐ 処理営業認証書の交付 ふぐ処理営業認証書交付手数料
- (187)の3 宮崎県ふぐ取扱条例第16条第3項の規定に基づくふぐ 処理営業認証書の再交付又は書換え ふぐ処理営業認証書の再 交付又は書換え手数料
- (188)~(194) [略]
- (194)の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号。次号において「一部改正法」という。)附則第12条第7項の規定により同法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に行うことができる同法第2条の規定による改正後の医薬品医療機器等法第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査地域連携薬局認定申請手数料
- (194)の3 一部改正法附則第12条第7項の規定により同法附則第 1条第2号に掲げる規定の施行の日前に行うことができる同法 第2条の規定による改正後の医薬品医療機器等法第6条の3第 1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対す る審査 専門医療機関連携薬局認定申請手数料
- (194)の4~(194)の9 [略]
- (195)~(452)の11 [略]
- (452)の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第34</u> <u>条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の 認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能向上計画 認定申請手数料
- (452)の13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第36</u> <u>条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の 変更の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能向 上計画変更認定申請手数料
- (452)の14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第41条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

(452)の15・(453) [略]

2~5 [略]

別表第1(第2条関係)

,	2011-	-1	12120010				
	使用料		区分	単 位	金 額	納期	備考
	[略]						
	9 工業		[略]			[8	各]
	技術セ	金	[略]				
	ンター	属	雑音電界強度	同	1,895円		
	、食品	加	測定器				
	開発セ	Ι.	雑音端子電圧	同	1,775円		

Paris	ンター	機	測定器						ンター	機	測定器			
Table Ta	及び機	械	雑音電力測定	同	1,540円				及び機	械	雑音電力測定	同	1,860円	
- 使用	械技術	器	器						械技術	器	器			
## 1	センタ	具	[略]						センタ	具	[略]			
A	一使用		リバースモデ	[略]					一使用		リバースモデ	[略]		
B	料		リングシステ						料		リングシステ			
「			۵								۵			
「											スーパーイメ	同	2,130円	
											-ジ炉			
Ray												同	1,325円	
Restance												_		
163 163 164 165 16												同	5,935円	
15 15 15 15 15 15 15 15														
183												1-3	3,310,3	
To C A D			「眼女」											
CAM·C AE				「四女 7								「回女 7		
AB				Lmaj								し四合」		
「														
			AL										0.155	
「												미	2,175円	
Recomplement of the content of th													0	
「応] 「た] 「た												回	2,510円	
「略]														
「略]														
15 O な			[略]								[略]			
B									[略]			-		
RR	15 ひな	宿	[略]			[略]			15 ひな	宿	[略]			[略]
## 1	もり台	泊	トレーラーハ	1台1回	14,600円				もり台	泊	<u>キャビンD</u>	同	12,200円	
の森木 ー 19	県民ふ	使	<u>ウス</u>	<u>につき</u>					県民ふ	使				
- トキ 時 トレーターハ 1台1回 7,300円 1場使用 1 [略] 1	れあい	用	[略]	-					れあい	用	[略]	-		
# 2	の森オ	_	[略]						の森オ	_	[略]			
場使用	ートキ	時	トレーラーハ	1台1回	7,300円				ートキ	時	<u>キャビンD</u>	同	6,100円	
F	ャンプ	使	<u> </u>	につき					ャンプ	使				
下数料 区 分 単 位 全 額 備 考												-		
表第2(第3条関係) 手数料 区 分 単 位 金 額 備 考 [略] 143 介 渡支援 専門員 実務研 修受講 試験手 数料 [略] 144011 監弦 吸引等 研修手 数料 [略] [略] [略] 163 飲 飲食店営業 「略]	料		[略]						料		[略]			
手数料 区分 単位 金額 備考 [略] 143 介 1件につり、300円 き 143 介 1件につり、300円 き 143 介 1件につり、800円 き 2000円 き き 143 介 1件につり、800円 き き 144 の 目														
「略]		第3		1	1			別		第3				
143 介 1件につ 9.300円 護支援 き 専門員 実務研修受講 試験手数料 数料 [略] 1件につ 9.800円 実務研修受講 試験手数料 22.000円 144011 座茲 き 吸引等 単位手数料 数料 [略] [略] [略] [略] [略] [63 飲 飲食店営業 163 飲 飲食店営業	手数料		区 分	単 位	金額	備	考		手数料		区 分	単位	金額	備考
護支援 き 専門員 実務研 を受講 試験手 数料 数料 [略] 1件につ 22,000円 144011 整弦 き 吸引等 が 研修手 数料 数料 163 飲 飲食店営業 163 飲 飲食店営業		1		T.	I							1	1	
専門員 実務研 修受講 試験手 数料 「略] 144の11 座弦 吸引等 研修手 数料 「略] 「略] 「略] 「略] 「略] 「略] 「略] 「略	143 介			1件につ	9,300円				143 介			1件につ	9,800円	[
実務研修受講 試験手数料 (を受講 試験手数料 144011 密核 吸引等 研修手数料 1件につ 22,000円 き 「略] 144011 削除 「略] 144011 削除 「略] 163 飲飲食店営業				き								ŧ		
修受講 試験手 数料	専門員								専門員					
試験手数料	実務研								実務研					
数料	修受講								修受講					
144の11 1件につ 22,000円 244の11 削除 削除 単称 単称 単称 単称 単称 単称 単称 単	試験手								試験手					
144の11 1件につ 22,000円 き 遊孩 100 円 き 一方 144の11	数料								数料					
略 き 吸引等 削除 研修手 数料 [略] [略] 163 飲 飲食店営業 163 飲 飲食店営業	[昭各]								[昭各]					
吸引等 研修手数性 [略] 163 飲飲食店営業 163 飲飲食店営業 [略]	<u>144の11</u>			1件につ	22,000円				<u>144の11</u>					
研修手数料 [略] [略] 163 飲飲食店営業 163 飲飲食店営業	<u>喀痰</u>			<u></u> <u> </u>					削除					
数料 [略] 163 飲飲食店営業 163 飲飲食店営業	吸引等													
[略] [略] 163 飲飲食店営業 163 飲飲食店営業	研修手													
[略] [略] 163 飲飲食店営業 163 飲飲食店営業	数料													
163 飲 飲食店営業 163 飲 飲食店営業				ı	1				[略]				I	<u> 1</u>
		飲	 食店営業							飲1	 食店営業			
												 1件につ	17,000円	

令和 3 年 3 月 24 日 (水曜日) 号外 第 18 号 **宮 崎 県 公 報**

12.114	3年3月24日	(7)(FE II)	万 外 弟	10 -5		垰	公	学 区		
業等	产	1件につ	16,000円	T	業等許			<u></u>		
可申	<u>の場合</u>	<u></u> <u> </u> <u> </u>			可申請	(2)	祝祭日等	亘	3,000円	
手数	<u>イ 許可更新</u>	同	12,800円		<u>手数料</u>	にお	おける臨時			
	<u>の場合</u>					営業	N. C.			
	(2) 祝祭日等	亘	2,100円			調理の機	能を有す	亘	9,600円	
	における臨時					る自動販	ξ売機によ			
	営業					り食品を	·調理し、			
	<u> 喫茶店営業</u>					調理され	に食品を			
	(1) (2)以外					販売する	営業			
	<u>の営業</u>					食肉販売	<u>業</u>	同	10,200円	
	ア新規許可	亘	9,600円			魚介類則	売業	亘	10,200円	
	<u>の場合</u>					魚介類競	競り売り1	並 同	23,000円	
	<u>イ 許可更新</u>	同	<u>8,600円</u>			<u>業</u>				
	の場合					集乳業		亘	10,200円	
	 (2) 削氷のみ					乳処理業	É	圓	23,000円	
	の営業						- 礼搾取処3		23,000円	
	ア新規許可	同	4,500円			業				
	の場合	-				食肉処理	業	同	23,000円	
	<u> </u>	固	2,600円				文射線照9		23,000円	
	の場合					業				
	菓子製造業					菓子製造	業	同	17,000円	
	(1) (2)及び						フリーム ³		17,000円	
	(3)以外の常					製造業		<u> </u>	11,000/1	
	時営業					乳製品製	浩業	同	23,000円	
	ア新規許可	同	14,000円				小製造業		23,000円	
	の場合	100	11,000 1			食肉製品		亘	23,000円	
	<u>イ 許可更新</u>	回	12,100円			水産製品		亘	17,000円	
	の場合	11-1	12, 100 1			水雪製造		同	23,000円	
	(2) 回転焼の					液卵製造		同	23,000円	
	みの営業					食用油脂		亘	23,000円	
	ア新規許可		7,900円				ましょうい		17,000円	
	の場合	回	1, 900FJ			製造業	<u> </u>	∮ 同	17,000円	
			7 100⊞				: 坐		17 000E	
	<u>イ 許可更新</u>	司	7, 100円			<u>酒類製造</u>		<u>同</u>	17,000円	
	<u>の場合</u>		0.100			豆腐製造		<u>同</u>	17,000円	
	(3) 祝祭日等	同	2,100円			納豆製造		<u>同</u>	17,000円	
	における臨時					麺類製造		<u>同</u>	22,000円	
	営業					そうざい		回回	23,000円	
	あん類製造業		1				そうざい!	製 同	25, 500円	
	(1) 新規許可	同	14,000円			造業	I 4H 가 기다		00 000E	
	の場合		10 1000			冷凍食品		回回	23,000円	
	(2) 許可更新	同	12, 100円				合凍食品!	製 同	25, 500円	
	の場合					造業	a MK	-		
	アイスクリーム類					漬物製造		<u> </u>	17,000円	
	製造業						麦食品製	造 同	23,000円	
	(1) 新規許可	回	14,000円			<u>業</u>				
	<u>の場合</u>					食品の小		亘	10,200円	
	(2) 許可更新	同	12,100円			添加物製	造業	亘	23,000円	
	<u>の場合</u>									
	乳処理業									
	(1) 新規許可	亘	21,000円							
	<u>の場合</u>									
	(2) 許可更新	回	18,300円							
	の場合									
	特別牛乳搾取処理									

宮 崎 県 公 報 令和 3 年 3 月 24 日 (水曜日) 号外 第 18 号

回 21,000
<u> 18,300</u>
回 21,000
<u> 18,300</u>
<u>同</u> 9,600
<u>5,000</u>
E 0.000
园 8,600
回 9,600
<u>8,600</u>
<u> 4,500</u>
<u>司</u> <u>2,600</u>
<u> </u> <u> 21,000</u>
<u> 18,300</u>
同 9,600
<u> </u>
3,000
<u>司</u> <u>21,000</u>
21,000
E 10.000
同 18,300
回 9,600
<u> </u>
回 21,000
<u> 18,300</u>

令和 3 年 3 月 24 日 (水曜日) 号外 第 18 号 宮崎県公報

 口 3 年 3 月 24 日	(八下臣 口 /	号外 第	10 7	'돋	県	公	報		
業									
(1) 新規許可	固	16,000円							
の場合									
(2) 許可更新	同	12,800円							
の場合		11,000,1							
食品の冷凍又は冷									
蔵業		04 000							
(1) 新規許可	回	21,000円							
の場合									
(2) 許可更新	回	18,300円							
の場合									
食品の放射線照射									
<u>業</u>									
(1) 新規許可	司	21,000円							
<u>の場合</u>									
(2) 許可更新	回	18,300円							
<u>の場合</u>									
清涼飲料水製造業									
(1) 新規許可	亘	21,000円							
の場合									
(2) 許可更新	同	18,300円							
	_								
乳酸菌飲料製造業									
(1) 新規許可	同	14,000円							
	111	14,000[]							
<u>の場合</u>		10 1000							
(2) 許可更新	可	12,100円							
<u>の場合</u>									
<u> </u>									
(1) 新規許可	回	21,000円							
の場合									
(2) 許可更新	亘	18,300円							
の場合									
<u> 氷雪販売業</u>									
(1) 新規許可	回	14,000円							
<u>の場合</u>									
(2) 許可更新	固	12,100円							
<u>の場合</u>									
食用油脂製造業									
(1) 新規許可	亘	21,000円							
の場合									
(2) 許可更新	司	18,300円							
<u>の場合</u>									
マーガリン又はシ									
ョートニング製造									
業									
<u>(1) 新規許可</u>	亘	21,000円							
の場合		22,00011							
(2) 許可更新	同	18, 300円							
	IHI	10, 000 🗍							
の場合									
みそ製造業		,							
(1) 新規許可	亘	16,000円							
の場合									
(2) 許可更新	同	12,800円							
<u>の場合</u>									

宮 崎 県 公 報 令和 3 年 3 月 24 日 (水曜日) 号外 第 18 号

	しょうゆ製造業							
	(1) 新規許可	回	16,000円					
	の場合							
	(2) 許可更新	亘	12,800円					
	<u>の場合</u>							
	ソース類製造業							
	(1) 新規許可	亘	16,000円					
	の場合							
	<u>(</u> 2) 許可更新	回	12,800円					
	<u>の場合</u>							
	<u>一</u> 酒類製造業							
	(1) 新規許可	同	16,000円					
	の場合	1.3	10,000,1					
	<u>3371</u> (2) 許可更新		12,800円					
		回	12,000					
	の場合							
	豆腐製造業		14 0000					
	(1) 新規許可	回	14,000円					
	<u>の場合</u>							
	(2) 許可更新	回	12,100円					
	<u>の場合</u>							
	納豆製造業							
	<u>(1) 新規許可</u>	回	14,000円					
	<u>の場合</u>							
	(2) 許可更新	回	12,100円					
	<u>の場合</u>							
	めん類製造業							
	<u>(1) 新規許可</u>	亘	14,000円					
	の場合							
	(2) 許可更新	回	12,100円					
	<u>の場合</u>							
	総菜製造業							
	(1) 新規許可	同	21,000円					
	の場合							
	<u>(2) 許可更新</u>	亘	18,300円					
	の場合							
	缶詰又は瓶詰食品							
	製造業							
	<u>(1) 新規許可</u>	亘	21,000円					
	の場合							
	<u>(2) 許可更新</u>	同	18,300円					
	<u>の場合</u>	-	,,					
	添加物製造業							
	(1) 新規許可	亘	21,000円					
	の場合	15-3	21,000					
	(2) 許可更新		18, 300円					
		回	10, 500円					
rm⁄z¬	の場合				ГшАг			
[略]		1 1 >	C 100EF		[略]	1 1 1	C 400E	
165 調 理研設		1人につ	6,100円		165 調 理研討	1人につ	6,400円	
理師試		ŧ			理師試	き		
験手数					験手数			
料 5=====					料			
[略]	and all the co				[略]			
182 食	製造業若しくは販	<u>1件につ</u>	2,300円		182 削			
<u>品等取</u>	売業又は集団給食	<u> </u>			<u>除</u>			

	ı			,	-14	•			,
投業登 行商 [司 1,600円								
録手数									
料									
183 食 製造業若しくは販	1件につ 1,600円		1 1	183 削					
	<u> </u>			<u>除</u>					
	司 1,100円			1935					
	1,100 1								
<u>手数料</u>	4 //		-	101 1/11					
	<u>1件につ</u> <u>600円</u>			184 削					
	<u>*</u>			<u>除</u>					
<u>扱業証</u>									
<u>票等再</u> 									
<u>交付手</u>									
数料									
[晒各]				[略]					
194 [略]				194 [略]				
				<u>194の 2</u>			1件につ	11,000円	
				地域			<u></u> <u> </u> <u> </u>		
				連携薬					
				局認定					
				申請手					
				数料					
				<u>194の3</u>			1件につ	11,000円	
				専門			<u></u> <u> </u>		
				医療機					
				関連携					
				薬局認					
				定申請					
				手数料					
1040 9 - 1040 7 [my]			-		10400	[m4]			
<u>194の2</u> ~ <u>194の7</u> [略]			-	1940 4~	1940) 9	[略]			
[略]		1 0 [mtr]	-	[略]	[mtz]				1 0 [m/z]
394 建 [略]		1・2 [略]		394 建	[略]				1・2 [略]
		3 「建築物エ		築物等					3 「建築物エ
に関す		ネルギー消費		に関す					ネルギー消費
る完了		性能基準」と		る完了					性能基準」と
横査申		は、建築物の		検査申					は、建築物の
請手数		エネルギー消		請手数					エネルギー消
料料		費性能の向上		料					費性能の向上
		に関する法律							に関する法律
		第2条第3号							第2条第1項
		の建築物エネ							第3号の建築
		ルギー消費性							物エネルギー
		能基準をいう							消費性能基準
		0							をいう。
[略]				[略]					
452の12 建 [略]		1 当該認定に	1	452の12	建	[略]	,		1 当該認定に
建築 築		併せて建築物		建築	築				併せて建築物
物エネ物		のエネルギー		物エネ	物				のエネルギー
ルギーの		消費性能の向		ルギー	0				消費性能の向
消費性 エ		上に関する法		消費性	エ				上に関する法
能向上		律 <u>第30条第2</u>		能向上	- ネ				律 <u>第35条第2</u>
計画認・ル		<u>項</u> の規定によ		計画認	ル				<u>項</u> の規定によ
					ギ				
		り建築基準関		定申請					り建築基準関
手数料 一		係規定に適合		手数料	-				係規定に適合

宮崎県公報 令和3年3月24日(水曜日) 号外	第 18 号
-------------------------	--------

	宮崎県公	報 令和	1 3 年 3 月 24 日(水曜日) 5	号外 第 18 号
消	するかどうか	消		するかどうか
費	の審査を受け	費		の審査を受け
性	るよう申し出			るよう申し出
能	る場合にあっ			る場合にあっ
	ては、当該建			ては、当該建
间	築物の床面積			築物の床面積
L L	の区分並びに			の区分並びに
	建築設備及び			建築設備及び
関	工作物の件数			工作物の件数
す	に応じ、393			に応じ、393
3	の項に掲げる			の項に掲げる
法	金額を加えた			金額を加えた
	金額とする。			金額とする。
第	2~4 [略]	第		2~4 [略]
30		35		
条		条		
第		第		
<u> </u>		9 9		
第 第		第		
$\frac{1}{2}$				
<u>号</u>		5		
\[\rac{16}{16} \]		51		
掲		掲		
		げ		
\[\begin{align*} \delta & \\		3		
基		基		
準		準		
\[\]		1		
係		係		
\[\begin{align*} \delta \\ \delta \		5		
技		技		
術		術		
的		的		
審		審		
查		查		
[C		[C		
適		適		
合		合		
व		j z		
		3		
認.		認		
		b		
b h		b		
		h		
た 尋+		t		
# 		計		
画		画		
以 上		以 下		
下		下		
744		74+		
建		建		

	予和 3		0 /, 24	Н (/	J.V.E. III /	5% 牙	, 10 - ,		ᅩ	呵	垰	公	羊区		_
		築									築				
		物									物				
$\parallel \parallel \parallel$		エ									エ				
$\parallel \parallel \parallel$		ネ									ネ				
		ル									ル				
		ギ									ギ				
		_									_				
		消									消				
		費									費				
		性									性				
		能									能				
		事									事				
		前									前				
		審									審				
		查									查				
		適									適				
		合									合				
		計									計				
		画									画				
		J									J				
		ح									٤				
		い									(1)				
		う									う				
		0									0				
))				
		で									で				
		あ									あ				
		る									る				
$\parallel \parallel \parallel$		2									2				
$\parallel \parallel \parallel$		논									٤				
$\parallel \parallel \parallel$															
		を									を				
		証									証				
		明									明				
		す									す				
		る									る				
		書									書				
		類									類				
		の									0				
		提									提				
		出									出				
		が									が				
		あ									あ				
		る									る				
		場									場				
		合									合				
			[略]								[#2	\$]			
	452の13		[略]				1 当該認定に	1		452の13	[#	<u>\$</u>]		1 当該認定に	
	建築						併せて建築物			建築				併せて建築物	
	物エネ						のエネルギー			物エネ				のエネルギー	
	ルギー						消費性能の向			ルギー				消費性能の向	
	消費性						上に関する法			消費性				上に関する法	
	能向上						律第31条第2			能向上				律 <u>第36条第2</u>	
	計画変						<u>項</u> において準			計画変				<u>項</u> において準	
	更認定						用する同法 <u>第</u>			更認定				用する同法 <u>第</u>	

宮 崎 県 公 報 令和 3 年 3 月 24 日 (水曜日) 号外 第 18 号

				1				
	申請手		30条第2	2項の		申請手		35条第2項の
Ш	数料		規定に。	より建		数料		規定により建
Ш			築基準	関係規				築基準関係規
			定に適合	うする				定に適合する
			かどうれ	かの審				かどうかの審
			査を受け	ナるよ				査を受けるよ
			う申し	出る場				う申し出る場
			合にあっ	っては				合にあっては
			、当該發					、当該建築物
			の床面和					の床面積の区
			分並び					分並びに建築
			設備及び					設備及び工作
			物の件数					物の件数に応
Ш			U, 39					
Ш								じ、393の項
Ш			に掲げる					に掲げる金額
Ш			を加えが					を加えた金額
			とする。					とする。
			2~4	[略]				2~4 [略]
	452の14	建[略]	[昭]			452の14	建[略]	[略]
	建築	築				建築	築	
	物エネ	物				物エネ	物	
	ルギー	0				ルギー	0	
	消費性	I				消費性	I	
	能基準	ネ				能基準	ネ	
	適合認	ν l				適合認	ル	
	定申請	半				定申請	ギ	
	手数料	_				手数料	_	
		消					消	
		費					費	
		性					性	
		能					能	
		0					0	
		向					向	
		上					上	
		ic .					E	
Ш		関					関	
		t					す	
		3					。 る	
		法					法	
		律					律	
		第					<u>第</u>	
		<u>36</u>					41	
		<u>。</u> 条					条	
		第 <u>1</u>					第	
							1 15	
		・ に					項 に	
		規					規	
		定,					定	
		す					す	
		ঠ 					3	
		基					基	
		準					準	
\coprod		ic .					E .	

令和 3 年 3 月 24 日(水曜日) 号外 第 18 号	宮	崎	県	公	報	
--------------------------------	---	---	---	---	---	--

_	予和 3		 	****	 1 210	· 18 万	 프	一一	垰	: 公	学 区	
		係							係			
		る							る			
		技							技			
		術							術			
		的							的			
\parallel		審							審			
\parallel		查							查			
\parallel		に							に			
\parallel		適							適			
		合							合			
\parallel												
Ш		す							す			
\parallel		る							る			
Ш		٤							٤			
Ш		認							認			
		め							め			
		5							5			
		れ							れ			
		た							た			
Π												
		書							書			
		類							類			
		((
		以							以			
Ш		下							下			
		Γ							Γ			
		建							建			
		築							築			
		物							物			
		エ							エ			
		ネ							ネ			
		ル							ル			
		¥							ギ			
		-							-			
Ш		消							消			
Ш		費							費			
		性							性			
		能							能			
		基							基			
		準							準			
\Box		適							適			
\Box		合							合			
\Box												
\Box		証							証			
		等							等			
		١							J			
		٤							٤			
		()							()			
\Box		う							う			
\Box		0							0			
\Box))			
\Box		の							0			
\Box		提							提			
\Box		出							出			
\Box		が							が			
		あ							あ			
\Box												
Ш		る							る			

	場			場
	合			台
	[睸各]			[略各]
[略]			[略]	

第2条 使用料及び手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(手数料)

附則第2項において「申請等」という。) により次の各号に掲げ る事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手 数料を納めなければならない。

改正前

(1)~(194) [略]

(194)の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保 等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号 。次号において「一部改正法」という。) 附則第12条第7項の 規定により同法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に 行うことができる同法第2条の規定による改正後の医薬品医療 機器等法第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定 の申請に対する審査 地域連携薬局認定申請手数料

(194)の3 一部改正法附則第12条第7項の規定により同法附則第 1条第2号に掲げる規定の施行の日前に行うことができる同法 第2条の規定による改正後の医薬品医療機器等法第6条の3第 1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対す る審査 専門医療機関連携薬局認定申請手数料

(194)の4~(453) [略]

2~5 [略]

別表第1 (第2条関係)

使用米	¥ 区	分	単 位	金 額	納期	備考
[略]						
2 芸術	[略]				[#2	§]
劇場使	大練習室		1室につ			
用料			<u></u>			
			<u>午前</u>	4,290円		
			<u>午後</u>	4,290円		
			夜間	4,290円		
			<u>全日</u>	12,880円		

(手数料)

第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項及び|第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項及び 附則第2項において「申請等」という。) により次の各号に掲げ る事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手 数料を納めなければならない。

改正後

(1)~(194) [略]

(194)の2 医薬品医療機器等法第6条の2第1項の規定に基づく 地域連携薬局の認定の申請に対する審査 地域連携薬局認定申 請手数料

(194)の3 医薬品医療機器等法第6条の3第1項の規定に基づく 専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査 専門医療機 関連携薬局認定申請手数料

(194)の $4 \sim (453)$ [略]

2~5 [略]

別表第1 (第2条関係)

使用料		区 分	単 位	金 額	納期	備考
[略]						
2 芸術		[略]			[略]
劇場使	大	入場料等を徴	<u>1室につ</u>			
用料	<u>練</u>	収しない場合	<u></u>			
	習	又は 1,000円	<u>午前</u>	<u>4,290円</u>		
	室	以下の入場料	<u>午後</u>	<u>4,290円</u>		
		等を徴収する	夜間	<u>4,290円</u>		
		<u>場合</u>	全日	12,880円		
		1,000円を超	<u>1室につ</u>			
		え 2,000円以	<u></u>			
		下の入場料等	<u>午前</u>	<u>6,430円</u>		
		を徴収する場	<u>午後</u>	<u>6,430円</u>		
		盘	<u>夜間</u>	<u>6,430円</u>		
			全日	19,320円		
		2,000円を超	<u>1室につ</u>			
		え 3,000円以	<u></u>			
		下の入場料等	<u>午前</u>	<u>9,650円</u>		
		を徴収する場	<u>午後</u>	9,650円		
		盘	夜間	9,650円		
			全日	28,980円		
		3,000円を超	<u>1室につ</u>			
		える入場料等	<u> </u>			
		を徴収する場	<u>午前</u>	10,720円		
			<u>午後</u>	10,720円		

令和 3 年 3 月 24 日 (水曜日) 号外 第 18 号

宮崎県公報

14 0	1 0 7,7 2. 1			7, 10 ,	 1 PPJ		K A -	rix.	
								夜間	10,720円
								<u>全日</u>	32, 200円
	中練習室	1室につ				中	入場料等を徴	<u>1室につ</u>	
		<u>#</u>				練	収しない場合	<u>*</u>	
		<u>午前</u>	2,720円			習	又は 1,000円	<u>午前</u>	<u>2,720円</u>
		<u>午後</u>	2,720円			室	以下の入場料	<u>午後</u>	2,720円
		夜間	2,720円				等を徴収する	夜間	2,720円
		全日	8,170円				場合	全日	8,170円
							<u>1,000円を超</u>	<u>1室につ</u>	
							え 2,000円以	<u></u>	
							下の入場料等	<u>午前</u>	<u>4,080円</u>
							を徴収する場	<u>午後</u>	4,080円
							<u>台</u>	夜間	<u>4,080円</u>
								<u>全日</u>	12, 250円
							2,000円を超	<u>1室につ</u>	
							え 3,000円以	<u>*</u>	
							下の入場料等	— <u>午前</u>	<u>6, 120円</u>
							を徴収する場	<u>午後</u>	<u>6, 120円</u>
								<u>夜間</u>	<u>6,120円</u>
								全日	18, 380円
							3,000円を超	<u>1室につ</u>	
							える入場料等	<u></u>	
							を徴収する場	<u>午前</u>	<u>6,800円</u>
								<u>午後</u>	6,800円
								夜間	6,800円
								<u>全日</u>	20,420円
	小練習室	1室につ				业	入場料等を徴	<u>1室につ</u>	
		<u></u>				練	収しない場合	<u></u>	
		<u>午前</u>	1,040円			習	又は 1,000円	<u>午前</u>	1,040円
		<u>午後</u>	1,040円			室	以下の入場料	午後	1,040円
		夜間	1,040円			_	等を徴収する	夜間	1,040円
									3, 140円
		<u>全日</u>	3, 140円				場合	全日	3, 140円
							<u>1,000円を超</u>	<u>1室につ</u>	
							え 2,000円以	<u></u>	
							下の入場料等	<u>午前</u>	1,560円
							を徴収する場	<u>午後</u>	1,560円
							<u></u>	夜間	1,560円
								全日	4,710円
							2,000円を超	1室につ	
							え 3,000円以	<u> </u>	
							下の入場料等	<u>午前</u>	2,340円
							を徴収する場	<u>——</u> <u>午後</u>	2,340円
							<u></u>	<u>夜間</u>	2,340円
							<u> </u>	<u>全日</u>	7,060円
							9 000⊞ ≠ ±7		1,000[]
							3,000円を超	<u>1室につ</u>	
							える入場料等	<u></u>	
							を徴収する場	<u>午前</u>	2,600円
							盘	<u>午後</u>	2,600円
								夜間	2,600円
								全日	<u>7,850円</u>
	和室	<u>午前</u>	3,240円			租	入場料等を徴	<u> </u>	3, 240円
		<u>午後</u>	3,240円			室	収しない場合	<u>午後</u>	3, 240円
		夜間	3,240円				又は 1,000円	夜間	3,240円
		<u>全日</u>	9,740円				以下の入場料	<u>全日</u>	9,740円
		포니	<u>0,140[]</u>				<u>~ 1 ~ / \ * 7</u>	포니	<u>0,140[]</u>

	<u>白 啊</u>	- ホーム T	FIX	10.11	3 4 3 7		(·3··· E E /	יי סו מא יוער
					等を徴収する			
					<u>場合</u>			
					1,000円を超	午前	4,860円	
					え 2,000円以	<u>午後</u>	4,860円	
					下の入場料等	夜間	4,860円	
					を徴収する場	<u>全日</u>	14,610円	
					盘			
					2,000円を超	午前	7,290円	
					え 3,000円以	<u>午後</u>	<u>7,290円</u>	
					下の入場料等	夜間	7,290円	
					を徴収する場	<u>全日</u>	21,910円	
					<u></u>			
					3,000円を超	<u>午前</u>	8,100円	
					える入場料等	<u>午後</u>	8,100円	
					を徴収する場	<u>夜間</u>	8,100円	
					盘	<u>全日</u>	24,350円	
ミーティングルー 午前	2,200円			<u> </u>	入場料等を徴	午前	2,200円	
<u></u>	2,200円			=	収しない場合	<u>午後</u>	2,200円	
夜間	2,200円			<u>テ</u>	又は 1,000円	夜間	2,200円	
全日	6,600円			1	以下の入場料	<u>全日</u>	6,600円	
				<u>></u>	等を徴収する			
				<u>グ</u>	<u>場合</u>			
				<u> </u>	1,000円を超	午前	3,300円	
				=	え 2,000円以	午後	3,300円	
				<u>A</u>	下の入場料等	夜間	3,300円	
					を徴収する場	<u>全日</u>	9,900円	
					盘			
					2,000円を超	午前	4,950円	
					<u>え 3,000円以</u>	<u>午後</u>	4,950円	
					下の入場料等	<u>夜間</u>	4,950円	
					<u>を徴収する場</u>	全日	14,850円	
					<u></u>			
					3,000円を超	午前	<u>5,500円</u>	
					<u>える入場料等</u>	<u>午後</u>	<u>5,500円</u>	
					を徴収する場	夜間	<u>5,500円</u>	
					<u>台</u>	全日	16,500円	
[明各]					[略]			
[明各]				各]				

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条中使用料及び手数料徴収条例第3条第1項第 163号及び第 182号から第 187号の3までの改正規定、同項第 194号の7を同項第 194号の9とし、同項第 194号の2から第 194号の6までを2号ずつ繰り下げ、同項第 194号の次に2号を加える改正規定、同条例別表第2の 163の項及び 182の項から 184の項までの改正規定、同表中 194の7の項を 194の9の項とし、 194の6の項を 194の8の項とし、 194の5の項を 194の7の項とし、 194の4の項を 194の6の項とし、 194の3の項を 194の5の項とし、 194の2の項を 194の4の項とし、 194の項の次に 194の2の項及び 194の3の項を加える改正規定並びに次項の規定 令和3年6月1日
- (2) 第2条中使用料及び手数料徴収条例第3条第1項第194号の2及び第194号の3の改正規定 令和3年8月1日
- (3) 第2条中使用料及び手数料徴収条例別表第1の改正規定 令和3年10月1日 (経過措置)
- 2 令和3年6月1日前に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号。以下「一部改正法」という。)第2条の規定による 改正前の食品衛生法(昭和22年法律第 233号)第52条第1項の規定による営業の許可を受けている者若しくは食品等取扱条例を廃止する 条例(令和3年宮崎県条例第12号)による廃止前の食品等取扱条例(昭和26年宮崎県条例第21号)第3条第1項の規定による営業等の登 録を受けている者であって、令和3年度中にその有効期間が満了するもの又は令和3年6月1日前にこの条例第1条の規定による改正後

令和 3 年 3 月 24 日 (水曜日) 号外 第 18 号 宮崎県公報

の使用料及び手数料徴収条例(以下「改正後の条例」という。)別表第2の163の項の液卵製造業に当たる営業を行っている者が同年度中に一部改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法第55条第1項の規定による同種の営業の許可の申請を行う場合における改正後の
条例別表第2の 163の項の適用については、同項中「 9,600円」及び「10,200円」とあるのは「 8,600円」と、「17,000円」とあるのは「 12,800円」(菓子製造業、アイスクリーム類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業及び漬物製造業にあっては「12,100円」)
と、「23,000円」とあるのは「18,300円」と、「25,500円」とあるのは「21,000円」とする。